



▶ India Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。

今回の特集

日本企業のインド・ビジネスに影響を与える、インドにおける 2017 年 7 月・8 月の法律に関する主要な動向をお知らせいたします。

重要な変更

1. FIPB の廃止

インドの外国投資促進委員会 (FIPB) が廃止され、これに伴って商工省産業政策促進局 (DIPP) は、2017 年 6 月 29 日、外国直接投資申請の処理に関する標準運用手続 (Standard Operation Procedure (SOP)) を公表しました。

SOP は、申請書の提出から各行政省庁による承認の付与までの手続きを定めており、これによれば、DIPP は調整機関として担当の行政省庁 / 局 / RBI を特定し、申請書類を当該担当機関へ電子転送することとされています。また、500 億ルピーを超える外国資本の投資の場合は、内閣委員会 (Cabinet Committee on Economic Affairs) の審議が必要となります。承認に要する期間は手続き全体を通して 8 ~ 12 週間 (申請人による書類不備の是正及び追加情報の提供に要する時間を除きます。) とされています。



SOP の全文は以下のリンクからご覧いただけます。

<http://dipp.nic.in/sites/default/files/Standard%20Operation%20Procedure%20%28SOP%29%20for%20Processing%20FDI%20Proposals.pdf>

なお、申請書とともに提出が必要な書類としては、投資家及び投資対象会社の設立書類及び、直近の監査済み財務諸表、資金の流れを示す説明図等があります。

コメント

外国投資促進委員会 (FIPB) の廃止前は、対インド外国投資に対する許可に関する決定はすべて FIPB (財務省管轄) によって行われていました。インド政府が、承認の必要な外国投資については各管轄省庁に申請に関する決定権を持たせるほうが行政上好ましいと考えたことが、今回の FIPB 廃止につながったものと思われます。新制度の下では、管轄省庁は、外国投資の申請を認めない場合、又は、FDI ポリシーに規定される条件以外の追加条件を課す場合に限り、事前に商工省が管轄する産業政策促進局の同意を求める必要があるとされています。FIPB は、欠陥もあったものの、これまで一定の実績を上げていたことを考えると、今後の数か月間はこの新制度の効率性が試される時期といえます。

2. 新・統合版 FDI ポリシー

インド政府は、2017 年 8 月 28 日に新しい統合版 FDI ポリシーを施行しました。旧 FDI ポリシーは 2016 年 6 月 7 日に公表されたものでしたが、新 FDI ポリシーは、2016 年 6 月 7 日から 2017 年 8 月 28 日の間に政府が行った旧 FDI ポリシーの改正点をまとめたものです。注目すべき改正点としては、政府による新興分野の推進や、これに関する各種奨励策などがあり、これらは新・統合版 FDI ポリシーに盛り込まれています。

新・統合版 FDI ポリシーは、以下のリンクからご覧いただけます。

http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17_0.pdf

なお、過去 1 年間に発行された報道発表その他の通知は今回の新・統合版 FDI に組み込まれているため、日本の投資家の方々におかれましては、2017 年 8 月 28 日より前に公表されたものではなく、新・統合版 FDI ポリシーを参照されることをお勧めいたします。

3. 企業結合の届出：30日間期限の緩和

企業の支配権、株式又は議決権の取得、合併等で2002年競争法第5条の基準を超えるものについてはすべて、関係者が、インド競争委員会（Competition Commission of India (CCI)）に対して、(i) いずれかの会社が当該買収等を決定した日又は(ii) 買収等に関する契約／文書が締結／作成された日のうちいずれか早い日から30日以内に、その買収等の詳細を届出する必要があるとされています。

2017年7月29日、インド政府は、この30日規制の例外として、(i)CCIに対する届出から210日以内、又は(ii)CCIが同法31条に基づき当該買収等を承認する旨を決定する前に買収等が実行されない場合には、当事者はいつでもCCIに対する届出を行うことができる旨の通知を出しました。この通知の有効期限は5年間とされています。

コメント

CCIの承認が必要とされる買収において、当事者が承認取得の手続きを取ることを確実にするのが、今回の例外措置を設けた目的です。従来は届出が必要かの判断が難しい場合があり、届出義務の違反は重い罰則の対象となることから、今回の改正は非常に実用的な改正と言えます。このような例外措置は国際慣行と一致するものであり、また、合併等が複数の管轄にまたがる場合に、複数の国家の反トラスト機関への届出を調整する際に役立つと言えます。

4. 障害者法

インド政府は、2016年障害者人権法（Rights of Person with Disabilities Act）（障害者法）を制定しました。同法は、1995年の障害者法（機会の平等、権利の保護及び完全参加法）（Persons With Disabilities (Equal Opportunities, Protection of Rights and Full Participation) Act）（旧法）に優先します。

また、新障害者法に基づく規則は、2017年6月15日に施行されました。新障害者法の下では、民間企業を含むすべての団体は、機会平等ポリシー（Equal Opportunity Policy）の枠組みを制定し、労働委員会に登録することが要求されます。また、すべての団体は、障害者のために各種施設や福利厚生を提供する必要があります。

コメント

新障害者法は、民間の団体にも適用されます。このため、インドにおける日本の子会社や合併会社も、その要請を満たすために適切な措置を講ずる必要があります。

5. その他の最新情報

インドの倒産・破産委員会（Insolvency and Bankruptcy Board of India (IBBI)）は、2016年法人倒産処理規則を改正しました。これにより、倒産手続きにおいては、金融債権、商取引による債権、給与債権以外のその他の金銭債権も考慮する必要があることになりました。

コメント

今回の改正により、倒産手続きについて、金融債権及び商取引による債権のほか、これまで認められていなかった補償金や損害賠償金についても請求の道が開けたと言えます。実際の運用については、今後の実務の集積が待たれるところです。

Author(s) / Contacts



[執筆]

弁護士 丹生谷美穂

パートナー/東京弁護士会
> [View Profile](#)

E-mail:
miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆]

外国法事務弁護士（インド法） アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー
> [View Profile](#)

E-mail:
ashish.jejurkar@aplaw.jp

お問合せ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
インドプラクティスチーム

E-mail:
ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。